

索道安全報告書 (平成 26 年度版)

対象期間：平成 25 年 10 月 1 日～平成 26 年 9 月 30 日迄



九州産交ツーリズム株式会社

索道事業部 阿蘇山ロープウェー

1. 利用者の皆様へ

当社の索道事業に対して、日頃のご利用とご理解、誠にありがとうございます。
交通運輸業の使命として旅客輸送の安全確保、施設並びに運転保安施設の整備改善に万全を期し、日本各地また海外からのお客様を迎え輸送機関としての役割に鋭意努力しております。

本報告書は、鉄道事業法に基づき、輸送の安全確保のための取組みや安全の実態について、自ら振り返るとともに広くご理解いただくために公表するものです
皆様からの声を輸送の安全に役立てたく、積極的なご意見を頂戴できれば幸いです。

九州産交ツーリズム(株) 代表取締役社長 藤井 誠也

2. 基本方針と安全目標

(1) 基本方針

当社の経営理念の第一は、安全の確保です。「安全基本方針」を次のように掲げ社長以下従業員に周知徹底しております。

1. 一致協力して輸送の安全の確保に努めること。
2. 輸送の安全に関する法令及び関連する規程（本規程を含む。以下、「法令等」という。）をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行すること。
3. 常に、輸送の安全に関する状況を理解するよう努めること。
4. 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いに努めること。
4. 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとること。
5. 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保すること。
7. 常に問題意識を持ち、必要な変革に取り組むよう努めること。

(2) 安全目標

平成 26 年度の索道輸送、安全目標は次のとおりです。

「点検・整備の充実、安全輸送の徹底」

区分	項目	内容
定量的な目標	設備不具合による事故	乗客の死亡を伴う事故を発生させない。
	人身障害事故	発生件数0件を継続する。



3. 事故等の発生状況とその再発防止措置

1. 索道運転事故

平成 26 年度において、索道人身事故はありません。

2. 災害（地震や暴風雨、豪雪など）

- ・平成 25 年 10 月 11 日 午前 11 時 00 分に、噴火警戒レベル 2 からレベル 1（平常）へ引下げ 16 日ぶりに立入規制が解除となり、ロープウェイ運行再開する。
- ・平成 25 年 12 月 27 日 午前 10 時 00 分に、噴火警戒レベル 1（平常）から噴火警戒レベル 2（火口周辺規制）へ引上げとなりロープウェイ運休となる。
- ・平成 26 年 3 月 12 日 午前 11 時 30 分に、噴火警戒レベル 2 からレベル 1（平常）へ引下げ 2 ヶ月半ぶりに立入規制が解除となり、ロープウェイ運行再開する。
- ・平成 26 年 8 月 30 日 午前 9 時 40 分に、噴火警戒レベル 1（平常）からレベル 2（火口周辺規制）へ引上げとなり、ロープウェイ運休となる。
※ 平成 26 年 9 月 30 日現在 噴火警戒レベル 2（火口周辺規制）継続中。
- ・終日規制日数（火山規制・火山ガス規制及び濃霧規制）は 129 日でした。

3. インシデント（事故の兆候）

平成 26 年度における国土交通省へのインシデント報告はありませんでした。
引き続き事故防止に努めます。

4. 行政指導等

行政指導等はありませんでした。

4. 輸送の安全確保のための取組み。

1. 人材教育

輸送や安全に役立つよう各種講習会に参加し、規制時等においては『安全教育』を実施しています。

2. 社内教育

阿蘇火山防災計画に基づいた、火山噴火時の避難体制に係る防災マニュアルを策定しました。

避難体制に係る情報共有をおこない、火山噴火時の観光客避難誘導が迅速かつ円滑に推進できる様努めます。

年末年始の輸送に関する安全総点検実施期間中は、代表取締役社長並びに取締役（索道事業担当）において、平成 25 年 12 月 27 日、平成 26 年 1 月 3 日、1 月 8 日に現場へ出向き、安全総点検状況を確認し、また安全輸送の継続及び点検整備の徹底を指示しました。

3. 社外教育

・主催熊本県労働基準協会による、安全管理講習会へ 2 名受講いたしました。
（平成 26 年 6 月）

・九州のロープウェイ 4 社とケーブルカー 1 社において、定期的に索道技術情報交換会を行い、各社における整備・保守点検作業や営業報告に関する、情報交換会を実施致しました。

開催地：・帆柱ケーブル(株)（平成 26 年 3 月 13 日）

更なる安全整備点検、輸送の安全に努めます。

5. 緊急時対応訓練について。

災害対策基本法、県地域防災計画及び阿蘇火山防災計画に基づき阿蘇火山が噴火した場合における災害の発生を想定し、登山者の避難、人命救助及びその他の応急装置が迅速かつ円滑に推進できるよう、各防災機関の協力体制の確立を図り被害の軽減に資することを目的とした、『火山防災総合訓練』は平成 25 年 12 月 6 日に行われました。

- ・ 10 : 00 ~ 11 : 00 (火山ガス規制訓練) ・ ・ ・ 火口見学者の避難誘導実施。
- ・ 13 : 00 ~ 16 : 00 (噴火を想定した訓練) ・ ・ 高森消防団と協力し応急下降装置による搬器乗客(職員)救出訓練を実施。

- ・ 「応急下降」訓練は、計 13 回、実施致しました。
- ・ 「予備エンジン操作訓練」は 5 回・手動運転訓練は 6 回、実施致しました。

安全の維持向上の為、「整備工事」は次の通りです。

- ・ 平成 26 年 3 月 13 日 ~ 7 月 17 日 支索交換工事 (1.2.3.4 番線)

「整備点検」は次の通りです。

- ・ 「整備細則」等に基づき、始業点検、1 月検査(毎月)、3 月検査(4.7.10.11 月)12 月検査(7 月)に実施しております。
- ・ 平成 26 年 7 月 17.18 日、8 月 27.28 日
メーカーによる運転装置各機器点検を実施しました。

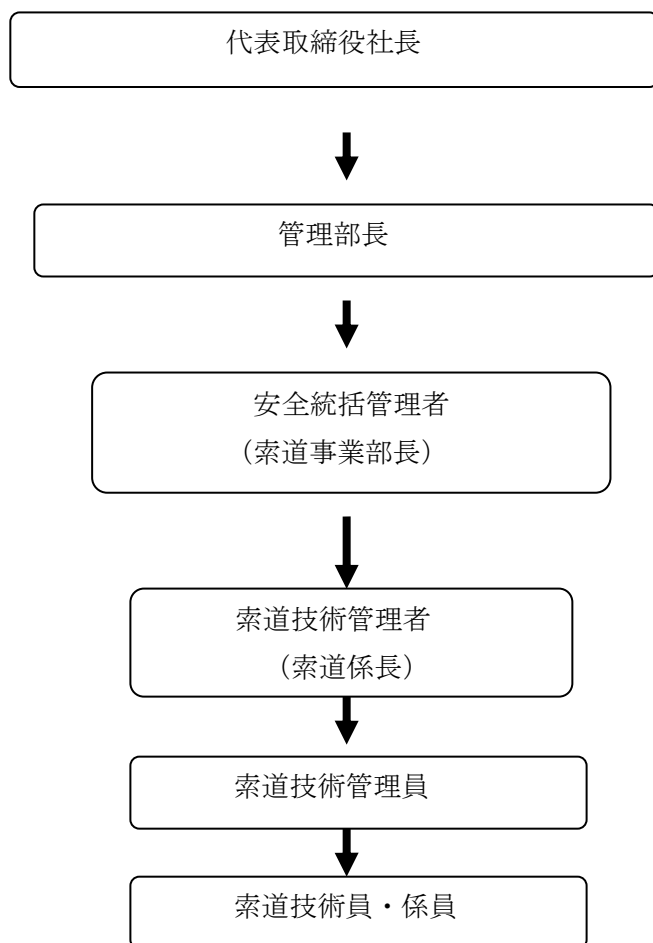
7. 法令遵守 輸送の安全確保のための取組みとして、安全管理規程に記載された事業者の安全管理体制の運用状況を国が確認する「運輸安全マネジメント評価」がおこなわれます、安全管理体制を維持するために必要な教育・訓練等に参加し全社員に対して安全確保についての教育を行いました。

- ・ 九州運輸局による平成 25 年度年末年始の輸送に関する安全総点検の立入査察が実施されました。
- ・ 安全管理体制の維持管理の為、「運輸安全マネジメント」の内部監査が行われました。(平成 26 年 1 月)
- ・ 索道技術管理者研修会、2 名(係長・技術員)受講しました。(平成 26 年 2 月)

今後も法令、規則を遵守し、『お客様の安全安心』対策に取り組む輸送機関としての使命を果たしてまいります。

5. 当社の安全管理体制

社長をトップとする安全管理組織を構築し、各責任者の責務を明確にしています。



代表取締役社長	輸送の安全確保に関する最終的な責任を負う
安全統括管理者	索道事業、輸送の安全確保に関する業務を統括する。
索道技術管理者	安全統括管理者の指揮の下、索道の運行管理、索道施設の保守管理その他、技術上の事項に関する業務を統括管理する。
索道技術管理員	索道技術管理者の指揮の下、索道技術管理者の行う業務を補助する。

6. 利用者の皆様へのお願い

■ ロープウェー乗車時の注意事項

- ・ 危険物の持ち込みは、禁止されております。
- ・ 改札後は係員の指示にしたがってください。
- ・ 搬器の窓から顔や手を出さないでください。
- ・ 飲酒酩酊等、他のお客様に迷惑を及ぼすおそれのある場合には搭乗をお断りすることがあります。

■ 火山規制についてお知らせとお願い

- ・ 火口周辺では、火山ガスが流れています。
- ・ 次の方は、生命に関わりますので、登山を禁止します。
- ・ **ぜんそく及び呼吸系統に疾患のある方**
- ・ **心臓疾患のある方**
- ・ **ペースメーカーを装着されている方**
- ・ **体調がすぐれない方**

■ 火口見学をされる方は、火山ガスによる事故防止のため、必ず濡れティッシュ等を携帯し、火山ガスの臭気を感じたら、すぐ口や鼻を押さえ下山してください。

- ・ 火山ガスを吸って体調に異常をおぼえた方は、危険ですので至急、火口監視員にお知らせください。

常に火山ガスに関するアナウンスに注意し、緊急時には火口監視員の指示にしたがってください。

※ **火山ガス（二酸化硫黄・SO₂）とは、呼吸器に対して強い刺激作用を持つガスです。**

7. ご連絡先

安全報告書へのご感想、当社の安全への取組みに対するご意見をお寄せください。

〒869-2225

熊本県阿蘇市黒川808-5

九州産交ツーリズム株式会社

索道事業部 阿蘇山ロープウェー

電話 (0967) 34-0411

FAX (0967) 34-1788

URL <http://www.kyusanko.co.jp/aso/>

E-mail ropeway@kyusanko.co.jp